

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年6月16日

静岡県知事 鈴木 康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度誰もが活躍・地域担い手養成事業業務委託

(2) 業務目的

地域社会を持続可能なものにするため、これまで地域活動の主な担い手であった退職後の高齢者等に限らず、地域活動の参画を促進し、高齢者の地域での生活を支える人材の確保を図る。

(3) 業務内容

高齢者の生活支援等の担い手の養成・確保を促進することを目的とした企画を実施し、住民の地域活動への参加や活動している団体の支援等を行う。

(4) 委託価格の限度額

7,805千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

- (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

4 選定基準

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館5階
静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課福祉長寿政策班
電話番号 054-221-2052 FAX番号 054-221-2142
E-mail fukushi-chouju@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 公募要領の配布

ア 交付期間

令和8年6月16日（火）から令和8年6月29日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで。

イ 交付場所

上記(1)及び静岡県福祉長寿政策課ホームページ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、誓約書、企画提案書の提出書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

参加表明書、誓約書 令和8年6月29日（月）午後4時まで 持参又は郵送必着

企画提案書の提出書、企画提案書、業務実績表、見積書 令和8年7月6日（月）正午 持参又は郵送必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

日程等 令和8年7月7日（火）以降の福祉長寿政策課が指定した方法、日時、場所

6 その他

(1) 詳細は公募要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(4) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出する必要があること。